

赤字の箇所を記入してください。

様式第1号（第6条関係）

北斗市スポーツ合宿申込書

提出予定日を記載して下さい。

平成31年3月5日

北斗市長 池田 達雄 様

押印の必要ありません。

（補助対象者）

郵便番号 049-0192

住所 ほくと市中央1丁目3番10号

団体名 ほくと大学バスケットボール部

代表者 監督 ほくと たろう

（電話番号 0123-45-6789）

北斗市スポーツ合宿誘致補助金交付要綱の第6条に基づき、合宿申込書を提出します。

- 1 団体種目 バスケットボール
- 2 合宿期間 平成30年3月23日から平成30年3月25日まで
- 3 利用施設名 総合体育館
〇〇大学体育館（函館市）
- 4 延べ宿泊者数 31 人泊

北斗市内外問わず、練習施設を記載して下さい。

申込み時点での予定人数を記載して下さい。

様式第2号「合宿（計画・実績）書」の「延べ宿泊者数・計画」と同じ数字となります。

様式第2号（第6条、第7条関係）

合宿（計画・実績）書

計画・実績とも二重線などで消さないで下さい。

団体名称	ほくと大学バスケットボール部			
合宿期間	平成30年3月23日から平成30年3月25日まで			
利用施設名	総合体育館 〇〇大学体育館（函館市）			
参加者数	16人			
宿泊施設	民宿 北斗			
延べ宿泊者数	計 画		実 績	
	31 人泊		人泊	
日 程 表	<p>欄内に収まらない場合や、別途任意で作成している場合は、「別添のとおり」と記載のうえ、添付して下さい。 下の参加者名簿も同様です。</p> <p>3月23日 午前9時 ほくと市体育館 出発 午後1時 総合体育館 到着、練習開始 午後5時 練習終了、民宿北斗へ</p> <p>3月24日 午前9時 〇〇大学体育館 練習開始 午後1時 〇〇大学バスケットボール部と練習試合 午後5時 練習終了、民宿 北斗へ</p> <p>3月25日 午前9時 総合体育館 練習開始 午後1時 練習終了、総合体育館 出発 午後6時 ほくと市体育館 到着</p>			
参加者名簿	No.	氏名	役職又は学年	備考
	1	別添のとおり		
	2			
	3			
	4			
	5			

(注)別途日程表及び参加者名簿がある場合は、任意様式による提出も可能とする。

様式第2号「合宿（計画・実績）書」の「参加者名簿」作成にご利用ください。
 なお、当様式ではなく、団体独自で作成した名簿でも結構です。
 宿泊数が異なる参加者は、その旨を備考欄に記載して下さい。

参考様式

合宿参加者名簿

No.	氏 名	役職又は学年	備 考
1	ほくと たろう	監督	
2	○○ ○○	コーチ	
3	▲▲ ▲▲	3年	
4	□□ □□	3年	1泊のみ
5	●● ●●	3年	
6	△△ △△	3年	
7	■ ■ ■ ■	2年	
8	☆☆ ☆☆	2年	
9	▼▼ ▼▼	2年	
10	◇◇ ◇◇	2年	
11	○○ ○	2年	
12	▲▲ ▲	1年	
13	□□ □	1年	
14	●● ●	1年	
15	△△ △	1年	
16	■ ■ ■	マネージャー	
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

参考

合 宿 予 算 書

「収入」と「支出」の計を同額にして下さい。
「支出」を算定→「収入」を算定の順が作成し易いです。

○収入

区 分	金 額	備 考
自己資金	235,000円	
補助金	62,000円	@2,000円×31泊
計	297,000円	

「支出」の「計」から
「収入」の「補助金」を
差し引いた額です。

補助金 2,000円に宿泊数
を掛けた額です。

○支出

区 分	金 額	備 考
交通費	70,000円	バス借上 50,000円 高速料金 20,000円
宿泊費	201,500円	@6,500円×31泊
食料費	15,000円	昼食 @500円×15人×2回
その他	10,500円	冷却スプレー等 3,000円 土産 7,500円
計	297,000円	

航空運賃、JR運賃、
バス・自動車借上料、
高速料金、燃料費の予
定額

宿泊施設への支払予定
額

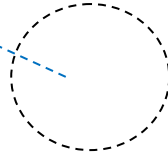
宿泊施設以外に支払予
定の食事代や飲み物代

消耗品や土産代など

※当市の参考資料としてのものであり、外部へ公表は致しません。

※金額は百円単位以上のおおまかな記載で構いません。

捨印です。枠内に下の代表者の印を押してください。万が一の訂正に必要となります。



空欄で提出して下さい。合宿終了後の報告を受けてから、観光課で記載します。

様式第3号（第7条関係）

北斗市スポーツ合宿誘致補助金交付申請書

年 月 日

北斗市長 池田 達雄 様

補助申請者 郵便番号 049-0192
住 所 ほくと市中央1丁目3番10号
団 体 名 ほくと大学バスケットボール部
代 表 者 監督 ほくと たろう 印
(電話番号 0123-45-6789)

代表の方の印をお願いします。

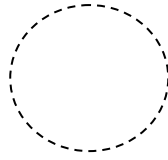
北斗市スポーツ合宿誘致補助金交付要綱の第7条の規定により、次のとおり申請します。

合宿期間	平成30年3月23日から平成30年3月25日まで	
宿泊金額 (補助対象経費)	201,500円	金額、宿泊者数が確定した段階で記載して下さい。 「宿泊金額」は宿泊施設に支払う金額です。
延べ宿泊者数	31人泊	
補助単価	1泊当たり 2,000円	
補助申請額	円	

添付書類

- (1) 合宿実績書（様式第2号）
- (2) 宿泊証明書（様式第4号）
- (3) 委任状（様式第5号）
- (4) その他

市観光課で記載しますので、空欄で提出して下さい。



宿泊証明書

事業名	北斗市スポーツ合宿誘致補助金交付事業
団体名称	ほくと大学バスケットボール部
滞在期間	平成30年3月23日から平成30年3月25日まで

宿泊日・宿泊者数	年 月 日 人
	ここは宿泊施設が記載する箇所です。
	年 月 日 人
	宿泊時に施設へ渡してください。
	年 月 日 人
	年 月 日 人

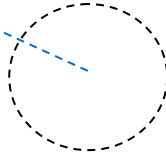
延べ宿泊者数	人泊
宿泊支払額 (補助対象経費)	円

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設住所
宿泊施設名称
宿泊施設代表者
(電話： 担当者：)
旅館業許可指令書番号

捨印です。枠内に下の代表者の印
を押してください。万が一の訂正
に必要となります。



様式第3号「北斗市スポーツ合宿誘致補助金交付申請書」の申請者「代表者」と様式第7号「請求書」の「口座名義人」が異なる場合に必要となります。同一の場合は様式第5号「委任状」の作成の必要はありません。
(口座名義人が団体名の場合は、申請者「団体名」と同一であれば様式第5号「委任状」作成の必要はありません。)

様式第5号 (第7条関係)

委 任 状

年 月 日

北斗市長 池田 達雄 様

(補助申請者)

住 所

団 体 名

代 表 者

(電話番号

印

)

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

記

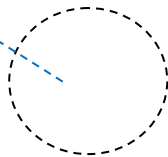
1 受任者 住 所

氏 名

2 委任事項 「北斗市スポーツ合宿誘致補助金」の受領に関する一切の権限

次の様式第6条は北斗市が作成するため、添付を省略しております。

捨印です。枠内に下の代表者の印を押してください。万が一の訂正に必要となります。



様式第7号（第9条関係）

請 求 書

年 月 日

北斗市長 池田 達雄 様

<補助申請者>

空欄で提出して下さい。観光課で記載します。

住 所 ほくと市中央1丁目3番10号
団 体 名 ほくと大学バスケットボール部
代 表 者 監督 ほくと たろう 印
(電話番号 0123-45-6789)

年 月 日付け北斗市指令（補）第 号により交付決定通知を受けた「北斗市スポーツ合宿誘致補助金」として、次の金額を請求します。

請求金額 円

代表の方の印をお願いします。

<振込先>

金融機関	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 信用組合	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> △△ 支店							
口座番号 (右づめ)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7
1	2	3	4	5	6	7			
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号(右づめ)						
	1		0	の					
口座名義人	住 所	ほくと市中央1丁目3番10号							
	フリガナ	ホクトダイカクバスケットボール部 カントク ホクト タロウ							
	氏 名	ほくと大学バスケットボール部 監督 ほくと たろう							

※ 補助申請者と振込先の口座名義人が違う場合は、別紙委任状を添付してください。